

下限面積（別段の面積）の設定について

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、御坊市農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、御坊市の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めました。

一方で「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）により農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、平成 23 年 7 月の農業委員会総会において、下限面積（別段の面積）の設定又は修正について検討した結果、以下のとおり決定しました。

方針 現行の下限面積の旧御坊町 30 アール、その他の御坊市内 50 アールの変更は行わない。

理由 2010 農林業センサスで、旧御坊町内で 30 アール未満の農地を耕作している農家数が旧御坊町内全農家数の 6 割であるため。
（別段面積の基準 農地法施行規則第 20 条第 1 項による）